まちの相談カレンダー

11 月	1 日	火	女性のための生き方なんでも相談	13:00 ～ 17:00	阿南市役所 5 階
	8 日	火	人権相談	10:00 ～ 12:00	日和佐隣保館
			女性のための生き方なんでも相談	13:00 ～ 16:00	阿南市役所 5 階
	9 日	水	行政相談	13:00 ～ 15:00	由岐公民館
	10 日	木	心配ごと相談、行政相談、介護相談	9:00 ～ 12:00	保健ｾﾝﾀｰ (会議室)
	11 日	金	女性のための生き方なんでも相談	13:00 ～ 16:00	阿南市役所 5 階
	15 日	火	女性のための生き方なんでも相談	13:00 ～ 17:00	阿南市役所 5 階
	17 日	木	心配ごと相談	9:00 ～ 12:00	日和佐隣保館
	19 日	土	女性のための生き方なんでも相談	13:00 ～ 15:00	オンライン対応
	22 日	火	女性のための生き方なんでも相談	13:00 ～ 16:00	阿南市役所 5 階
	24 日	木	心配ごと相談	9:00 ～ 12:00	保健ｾﾝﾀｰ (社協事務局)
	25 日	金	女性のための生き方なんでも相談	13:00 ～ 16:00	阿南市役所 5 階
	29 日	火	女性のための生き方なんでも相談	13:00 ～ 17:00	阿南市役所 5 階

女性のための生き方なんでも相談は、事前予約が必要です。

【連絡先】
なんでも相談予約電話
☎ 0884-22-0361
※【南阿波定住自立圏共生ビジョン】女性支援パートナーシップ事業です

美波町社会福祉協議会事務局は心配ごと相談を随時受付しております。

【連絡先】
美波町社会福祉協議会
/ ☎ 77-0342
由岐支所 / ☎ 78-1792
【受付日】
月～金 8:30 ～ 17:00
(土・日・祝祭日は休み)

ウミガメ News Letter

ウミガメが産卵することで有名な美波町。ウミガメが身近な町ならではの、ウミガメ小話を紹介します。

●国民の宿うみがめ荘跡地の利活用

博物館のリニューアルに伴い、大浜海岸背後の駐車場から国民の宿うみがめ荘にかけて景色が変わります。

大浜海岸背後の開発は 1960 年代にウミガメを観光活用する過程で進みました。国民宿舎うみがめ荘（当時）が建設されたことで、野生のウミガメが観察できるようになり、最盛期には年間約 15,000 人が訪れました。

しかし、1970 年代に上陸産卵数も減るにつれて、開発後の海岸周辺は課題ともなりました。ウミガメの産卵は人影や人工の明かりがない海岸に多く、背後の森林地帯がウミガメの営みを保持するうえで重要だと明らかになったのです。

その後町では、光の規制や観察ルールの徹底、保護条例の制定などの環境を改善する努力を重ねてきました。だからこそ、苦しい状況の今でも上陸産卵があるように思います。

一方、大浜海岸は人の営みと海岸が近く、保全的管理の進展が難しいのも事実です。例えば、大浜周辺の街灯の減光対策も人が通るため簡単ではありませんでした。また、過去に大浜海岸に隣接する宿舎では、風呂等の照明を 9 時消灯していただいても尚、脱出する子ガメの光害が発生し、死因となるなど問題を抱えましたが、営業しないわけにもいかず、開発地には人の都合で解決できない問題が残っていました。

大浜海岸周辺では、国民の宿うみがめ荘を取り壊し跡地の利活用について計画の検討を進めています。今後、鎮守の森の復活など、ウミガメと人が共存できる跡地の利活用となることに期待したいです。
(学芸員：田中宇輝)

うみがめについて教えて!!
うみがめについて、「なんでだろう?」と感じたときは、ハガキまたは応募フォーム QR コードから疑問をお送りください。今後、「うみがめ News Letter」でお答えします!

〒 779-2304
徳島県海部郡美波町日和佐浦 370-4うみがめ博物館カレッタ
「質問係」

応募フォーム

心温かい人々が暮らす町

誰もが住み良い社会を実現するために

●ご存じですか「障害者差別解消法」

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）は障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めているもので、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指すものです。

●障がいを理由とする差別とは

「不当な差別的取扱い」の禁止　（してはいけないこと）

行政機関や事業者が、障がいのある人に対して正当な理由もなく、障がいを理由として差別（サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする行為）することを禁止しています。

【例】・障がいを理由に入店や施設の利用を断る
・必要がないのに付き添い者の同行を求める

「合理的配慮の提供」　（しなければならないこと）

「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表示があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な対応をすることをいいます。

※　社会的障壁とは、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送るうえでバリアとなるようなものを指します。

【例】・講演会などで、障がいの特性に応じて座席を決める。
・意思を伝え会うために絵や写真などのカードやタブレット端末を利用する。
・段差がある場合にスロープ等を使って補助する。

●障がいのある人に関わるマークを紹介します

これらのマークを見かけたら、障がいのある人に対して配慮し、思いやりのある行動を心がけましょう。

障害者のための国際シンボルマーク

車椅子利用者だけでなく、障がいのある全ての人が利用できる建物、施設であることを示すマークです。

【設置場所】
・トイレ、エレベーター
・駐車場　など

ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の同伴について啓発するためのマークです。

【設置場所】
・公共施設や交通機関
・商業施設　など

盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器につけられているマークです。

【設置場所】
・押ボタン式信号機
・音声案内装置　など

ヘルプマーク

配慮を必要とすることが外見からはわかりづらい人が身につけることで配慮が必要なことを周囲に知らせるマークです。

【設置場所】
・内部障がいや難病の人
・妊娠初期の人　など

町民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会をめざしましょう。
「心温かい人々が暮らす、にぎやかな過疎の町」美波町であり続けるために人権について考え守っていくことがまさに、“にぎやかそ”美波町まちづくりにつながります。このコーナーでは人権に対する思いを掲載していきます。